

佐野市文化会館リニューアル及び文化施設運営事業
基本協定書
（案）

佐野市

令和5年4月20日（公表版）

佐野市文化会館リニューアル及び文化施設運営事業 基本協定書

- 1 事業名 佐野市文化会館リニューアル及び文化施設運営事業
- 2 対象施設 佐野市文化会館（所在地：佐野市浅沼町508-5）
佐野市葛生あくとプラザ（所在地：佐野市あくと町3084）
- 3 事業期間 設計施工一括契約の締結及び指定管理者の指定に係る佐野市議会の議決があった日から令和19年3月31日まで

上記の事業（以下「本事業」という。）について、佐野市（以下「市」という。）は、代表企業である【代表企業名】並びに構成企業である【構成企業名】、【構成企業名】、【構成企業名】及び【構成企業名】で構成されるグループ（以下「企業グループ」といい、企業グループを構成する各企業を個別に又は総称して「構成員」という。）との間で、本事業に関する基本的な事項について合意し、次の契約条項のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、本事業に関し企業グループが公募型プロポーザル方式により優先交渉権者として選ばれたことを確認し、第1号から第3号に掲げる契約（以下総称して「特定事業契約」という。）及び第4号に掲げる契約の締結に向けた、市及び企業グループの双方の協力について定めることを目的とする。

- （1）市と企業グループの間で締結される佐野市文化会館リニューアル及び文化施設運営事業基本契約書（以下「基本契約」という。）
- （2）市と本事業のうちの設計業務、改修工事業務及び工事監理業務の遂行者としての【設計企業名】、【建設企業名】及び【工事監理企業名】で構成される共同企業体との間で締結される佐野市文化会館リニューアル及び文化施設運営事業設計施工一括契約書（以下「設計施工一括契約」という。）
- （3）市と本事業のうちの総括管理業務、維持管理業務及び運営業務の遂行者としての【維持管理企業名】及び【運営企業名】で構成される共同企業体との間で締結される佐野市文化会館リニューアル及び文化施設運営事業指定管理者基本協定書（以下「指定管理者基本協定」という。）【注¹】
- （4）市と【維持管理企業名】及び【運営企業名】で構成される共同企業体との間で締結される修繕・更新に関する覚書（以下「修繕・更新に関する覚書」という。）

¹ 維持管理企業及び運営企業が1社となる場合、共同企業体に関する文言を修正いたします。

(市及び企業グループの義務)

第2条 市及び企業グループは、特定事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応する。

2 企業グループは、特定事業契約及び修繕・更新に関する覚書締結のための協議に当たっては、本事業の特定事業者の選定手続に係る選定評価委員会及び市の要望事項を尊重する。

(特定事業契約の締結)

第3条 市及び企業グループは、募集要項等（本事業に関し令和5年4月20日に公表された募集要項及び募集要項の添付資料（公表後の追加及び変更を含む。）をいう。以下同じ。）に添付の特定事業契約書案の形式及び内容にて、基本契約及び設計施工一括契約を令和5年10月下旬から令和5年11月上旬を目処として仮契約として締結し、指定管理者基本協定及び修繕・更新に関する覚書を令和6年1月を目途として締結するべく最大限努力する。

2 市は、募集要項等に添付の特定事業契約書（案）及び修繕・更新に関する覚書（案）の文言に関し、企業グループより説明を求められた場合、募集要項等において示された本事業の目的及び理念に照らして、その条件の範囲内において趣旨を明確化する。

3 第1項の規定にかかわらず、構成員のいずれかが本事業に関して次の各号のいずれかに該当したときは、市は特定事業契約及び修繕・更新に関する覚書を締結しないことができる。

(1) 公正取引委員会が、構成員に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条の規定により、排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき（同法第77条に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。）。

(2) 公正取引委員会が、構成員に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定により、課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき（同法第77条に規定する抗告訴訟が提起されたときを除く。）。

(3) 構成員が、独占禁止法第77条に規定する抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(4) 構成員（法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）に対する刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

4 第1項の規定にかかわらず、特定事業契約及び修繕・更新に関する覚書の締結までに、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当したときは、市は、特定事業契約及び修繕・更新に関する覚書を締結しないことができる。

(1) 役員等（構成員が個人である場合にはその者を、構成員が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所・常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下本項において同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下本項において同じ。）であると認められるとき。

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下本項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認めら

れるとき。

- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 下請契約、再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第(1)号から第(5)号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 構成員が、第(1)号から第(5)号までのいずれかに該当する者を下請契約、再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(第(6)号に該当する場合を除く。)に、市が構成員に対して当該契約の解除を求め、構成員がこれに従わなかったとき。
- 5 特定事業契約及び修繕・更新に関する覚書の締結までに、構成員のいずれかが募集要項等において提示された参加資格の一部又は全部を喪失した場合には、市は、特定事業契約及び修繕・更新に関する覚書を締結しないことができる。

(賠償額の予定)

- 第4条 企業グループは、構成員のいずれかが前条第3項各号又は同条第4項各号のいずれかに該当するときは、市が特定事業契約及び修繕・更新に関する覚書の締結又は解除をするか否かを問わず、違約金として、企業グループが提案書類(企業グループが公募手続において市に提出した企画提案書、市のヒアリング・質問に対する回答書その他企業グループが基本契約締結までに提出した一切の書類をいう。以下同じ。)に記載した本事業に係るサービス対価の総額並びにこれに係る消費税及び地方消費税を加算した額の100分の10に相当する額を支払わなければならない。
- 2 前項の場合において、構成員は、連帯して前項の規定による違約金支払義務を負担する。
 - 3 第1項の場合において、市に生じた実際の損害額が同項の規定による違約金の額を超える場合には、企業グループは、その差額を市の請求に基づき支払うものとする。かかる超過分の損害賠償義務についても、構成員は、連帯してこれを負担する。

(準備行為)

- 第5条 特定事業契約及び修繕・更新に関する覚書の締結前であっても、企業グループは、自己の費用と責任において、本事業に関してスケジュールを遵守するために必要な準備行為を行うことができ、市は、必要かつ可能な範囲で、かかる準備行為に協力する。

(特定事業契約の不成立)

- 第6条 佐野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成17年条

例第57号)第2条の規定による契約の締結が佐野市議会において否決されたことにより、設計施工一括契約及び基本契約が本契約としての効力を生じなかった場合又は地方自治法第244条の2第6項の規定による指定管理者の指定の議決が得られなかった場合、既に市及び企業グループが本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

- 2 前項の場合を除き、特定事業契約及び修繕・更新に関する覚書のいずれかが締結に至らなかった場合は、当該契約の締結に至らなかったことについて責めに帰すべき者が、他方当事者の損害を賠償する。

(本協定上の権利義務の譲渡の禁止)

第7条 企業グループは、市の書面による承諾なく、本協定上の権利義務につき、自己以外の第三者への譲渡又は担保権の設定をしてはならない。

(秘密保持義務)

第8条 市及び企業グループは、本協定に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、本協定の履行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本協定に特に定める場合を除き、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に開示してはならない。

- 2 次の各号に掲げる情報は、前項の秘密情報に含まれない。

- (1) 開示の時に公知である情報
- (2) 相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (3) 相手方に対する開示の後に、市又は企業グループのいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
- (4) 市及び企業グループが、本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

- 3 第1項の定めにかかわらず、市及び企業グループは、次の各号に掲げる場合には、相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士及び国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
- (2) 法令等に従い開示が要求される場合
- (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
- (4) 市又は企業グループとの間で守秘義務契約を締結した市のアドバイザー及び本事業に関する企業グループの下請企業又は受託者に開示する場合
- (5) 市が、本事業に係る各業務を構成員以外の第三者に請け負わせ若しくは委託する場合において当該第三者に開示するとき又は当該第三者を選定する手続において特定若しくは不特定の者に開示する場合

(本協定の変更)

第9条 本協定の規定は、市及び企業グループの書面による合意がなければ変更できない。

(管轄裁判所)

第10条 本協定に関して生じた当事者間の紛争については、宇都宮地方裁判所をもって合意による第一審の専属的管轄裁判所とする。

(本協定の有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から、すべての特定事業契約及び修繕・更新に関する覚書が締結されて本契約となったときまでとする。ただし、本協定の終了後も第8条及び第10条の定めは有効に存続し、当事者を法的に拘束し続けるものとする。

(準拠法)

第12条 本協定は日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

(誠実協議)

第13条 本協定に定めのない事項、又は本協定に疑義のある事項については、佐野市財務規則（平成17年規則第59号）によるほか、その都度、市及び企業グループが誠実に協議の上これを定めるものとする。

[以下余白]

本協定を証するため、本書を●通作成し、当事者記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年●月●日

市 : 佐野市高砂町1番地
佐野市
市長 金子 裕

企業グループ : (代表企業)
[住所]
[企業名]
[代表者]

(構成企業)
[住所]
[企業名]
[代表者]

(構成企業)
[住所]
[企業名]
[代表者]

(構成企業)
[住所]
[企業名]
[代表者]

(構成企業)
[住所]
[企業名]
[代表者]